特別国民体育大会 (鹿児島県)

※「交代(変更)届」又は 「棄権届」のいずれかを 〇で囲むこと

参加選手·監督【交代(変更)届 · 棄権届】

参加申込む			ージの留意事	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, 0 = 0			_	
競技名				種別			種目* ^{注)} (階級)		
参加申込	者名		<u> </u>	•					
交代 (変頁	更)• 章	権の理所	由(該当する番	号に○す			制の競技にお 内な内容をチ		
			- (以本) ナ関連以外)		// /	, , , , , ,	., 0.1, 12 € ,	_ , , , , , ,)
2. 怪我の	ため								
3. 一身上									
4. コロナ									
5. その他		\1/ 7 =14=	010 011 = 7.7	- T)
		※ 業権	の場合は記入	、不要	T				
<u>フリガナ</u> 氏 名					生年月	目	年	F 月 (歳)	日生
連絡先					連絡気	ŧ			
(TEL) *	1				(メール)	_			
所属区分※	2		所属の所在	地※3					
プログラム打	掲載用戸	斤属							
第 76 回大会	会参加			第 77 回	1大会参加			例外適用	
都道府り	県 名			都 道	府県名			※ 4	
中央競技 登 録 の る		有	• 無	, .	の場合 号 等				
その他	の必要	要事 項							
(身長、体重									
)場合は、連絡		-	7. 宋 中 旧	ファーハンア V	h のい ギ b ナ	L 1884日 1 一一
 特別国目 たかを言 		、云(郁進	[府県予選会、]	ノロツク。	八会)別偶有)坦村県	(C, D)	人のひいり オレモ	ど迭択しく
		居住地を	示す現住所 ~	イ. 勤務均	也 ウ. ふる	さと)			
	$\int \mathcal{P}.$	居住地を	示す現住所 /	7. 学校教	数育法第1条	に規定			
			リートアカデ	ミーに係	る選手の参 ²	加資格(り特例措置」	に定めるん	小学校の
3 所在地に		所在地 エエタキで	ご記入。ふるさ	レを選却	した場合に	1	色学校ター か	記入	
			77 回大会(不						ろ場合のみ
			・ 四八五 () 又は離婚 3.2						
			寒災に係る特例		,,,,,,,		_		
						4	和 年	月	∃
ア当該	中 央	競技	団体会長	き 殿					
			員会会長						
ウ当該会	会場地	生実 行	委員会会長	き 殿					
								スポーツ	<u> </u>
					会長(作	弋表者)			
						· · · · · /		[# A NI =	
								协合。油目	IH

会長 (代表者)

特別国民体育大会 参加選手・監督の交代(変更)・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代(変更)手続

特別な事情で選手・監督を交代(変更)する場合には次の交代(変更)手続きを行うこと。ただし、 交代(変更)を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代(変更)する選手・監督の参加資格を確認した上で、交代(変更)届に必要事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、各競技が定める提出先宛て提出すること。
- (2) 添付書類(診断書等)については、各競技の定めにより提出すること。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合に は、次の棄権手続きをとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡 責任者は、乗権届に必要事項を記入し、<u>当該競技会責任者(※1)、開催県実行委員会及び当該会</u> 場地実行委員会(※2)宛て提出すること。なお、原本は提出後必ず保管し、下記3に従い、後 日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。
- (2) 中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

3 大会終了後の手続

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会ならびに中央競技団体は次の手続きを行うこと。

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に 従い、交代(変更)手続き後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参 加申込み情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後2週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。
 - ア 中央競技団体は、交代(変更)届(写し)及び棄権届(写し)
 - イ 都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届(原本)及び棄権届提出一覧
- ※1 競技会責任者及び指定連絡先は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技 団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。
- ※2 「1 交代(変更)届」と同様に「2 棄権届」についても、各競技が定める開催県実行委員会 及び当該会場地実行委員会に提出すること。